

- 進級状況（留年，休学，退学）
（教授方法の工夫・研究） etc.
- 教授方法の工夫・研究のための取り組み
- 教員の教育活動に対する評価の工夫（学生による
授業評価等） etc.
- （成績評価，単位認定）
- 成績評価，単位認定の在り方・基準 etc.
- （卒業生の進路状況）
- 卒業生の就職状況
- 学部卒業生の大学院への進学状況 etc.
- ◇研究活動
- 構成員による研究成果の発表状況
- 研究誌の発行状況と編集方針
- 共同研究の実施状況
- 研究費の財源（学外からの資金の導入状況，科学
研究費補助金の採択状況等）
- 研究費の配分方法
- 学会活動への参加状況 etc.
- ◇教員組織
- 専任教員・非常勤講師の配置状況
- 教育補助者，研究補助者の配置状況
- 出身大学の構成
- 年齢構成
- 採用，昇進の手順・基準
- 教員の兼職の方針と状況
- 教員人事についての長期計画 etc.
- ◇施設設備
- 施設設備の整備・運用状況
- 図書館の利用状況
- 学術情報システムの整備・活用状況 etc.
- ◇国際交流
- 留学生の受け入れ状況（受け入れ数，奨学金，宿
舎等），指導体制
- 在学生の海外留学・研修の方針と状況
- 教員の在外研究の方針と状況
- 海外からの研究者の招致状況
- 海外の大学との交流協定の締結状況と活用状況
etc.
- ◇社会との連携
- 公開講座の開設状況
- 社会人の受け入れ（特別選抜制度，特別の履修コ
ース等）
- 教員の学外活動状況
- 学外の意見を教育研究に反映させるしくみ etc.
- ◇管理運営，財政
- 教育研究に関する意志決定の方法・体制
- 事務組織
- 予算の編成と執行の方針と状況
- 学外資金の導入状況 etc.
- ◇自己評価体制
- 自己評価を行うための学内組織
- 教育研究活動等の公表
- 評価をフィードバックするためのしくみ etc.

資料2：学位制度の見直し及び大学院の評価について（答申）（抄）

文部省*（平3.2.8）

はじめに

本審議会は，昭和62年10月29日，文部大臣から，「大学等における教育研究の高度化，個性化及び活性

化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来，多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

このうち，大学院の問題については，大学院制度の弾力化，学位制度の見直し，大学院の量的整備目標の策定，大学院学生の処遇，大学院の認可システムの改

* 大学審議会

善と評価システムの確立、留学生の教育体制の充実等について審議を行うこととし、昭和63年3月には、大学院部会を設置した。

大学院部会では、これらの課題について、順次検討を進めており、昭和63年12月、本審議会は、同部会の検討を踏まえて、「大学院制度の弾力化について」答申を行った。さらに同部会では、残された課題について、2度にわたって部会における審議の概要を総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングやアンケート調査を行うなど、専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。

本審議会は、その結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび学位制度の見直しと大学院の評価について結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。

I 学位制度の見直しについて

(省略)

II 大学院の自己評価について

本審議会では、「個々の大学院の創意と工夫を奨励し、その責任と判断において、各学問分野の特性に応じた、また、それぞれの特色を十分に発揮した教育研究を実施し得る途を開く」趣旨から、昭和63年12月に「大学院制度の弾力化について」答申を行ったところである。

その際、制度の弾力化については、一方で、各大学院の自己評価、各分野における教育研究の相互評価のシステムが確立されることが重要である旨を指摘している。

本審議会では、上記答申後、大学院の評価については、各大学院自身による自己点検・評価が基本であり、また我が国の現状にかんがみ、自己評価の定着を第一に考える必要があるとの考え方で、自己評価の実施方法、自己評価項目等について審議を行ってきた。

なお、各大学院が実際に自己評価を行うに当たっては、大学全体の自己評価の一環として行われるべきであることはいうまでもない。

1. 自己評価の必要性及び制度化

大学は学問の府として自律的な教育研究が保障され、その創意によって常に教育研究水準の向上に努めることが社会的に期待されている。

大学院が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検・評価を行い、改善への努力を行って

くことが重要であり、このため、大学院設置基準において、各大学院自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定めることが適当である。

2. 自己評価の実施方法

ア. 自己評価の実施に当たっては、まず、現在行われている教育研究活動等について自己点検を行い、現状を正確に把握・認識することが重要である。その上で、自己点検の結果を踏まえ、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等、自己評価を行うことが望ましい。

イ. また、不断に自己点検の項目・方法やこれに対する評価の在り方に関する検討を行いつつ、逐次、実施方法の改善を図っていくという段階的な進め方が効果的であると考えられる。

ウ. 評価は、一定期間ごとに行い、その間でも、データの収集・分析等を行いつつ、適宜必要な事項についての点検・評価を行うことが望ましい。

エ. なお、自己点検の項目や評価の在り方については、それぞれの大学院自身が自主的に設定し、実施することが基本であるが、その際の参考となるマニュアルやデータ等を大学団体や学会等が作成し、提供することが望まれる。

3. 自己評価の実施体制

ア. 自己点検・評価を適切に実施するため、例えば、全学的な自己点検・評価のための組織を設けるとともに、研究科ごとに自己点検・評価を行うための委員会を設けるなど、各大学、大学院の実情に応じ、自己評価の実施体制を整えることが望ましい。

イ. なお、個々の教員の教育研究活動が活性化して始めて組織としての大学院が活性化するものであることにかんがみ、事項によって、所属教員の研究活動等についての教員個人や研究グループレベルの自己点検を基礎としつつ、組織としての自己点検・評価を行うことが望まれる。

4. 自己評価の結果の活用

ア. 各大学院において、自己点検・評価の結果を大学院の充実向上に実際に結び付けていくための方策について、検討し、具体化を図っていくことが重要である。

イ. 大学院評価を実施する趣旨には、大学院自身の改善努力を促進することにとどまらず、大学院に対する社会の期待に応えるという趣旨も含まれており、できるかぎり点検・評価の結果を公表することが望ましい。

ウ。また、イに関連して、大学に対する社会の理解を求める等の趣旨から、大学院の教育研究活動の実情等を公表することが重要であり、その促進が望まれる。このため、自己点検・評価の内容を活用して、各大学が何らかの方法（年次報告書等）で一般向けに教育研究活動の状況を公表することも1つの方法であると考えられる。

5. 自己評価項目

自己点検・評価の項目としては、例えば、別紙のような項目が考えられる。

なお、別紙の項目は例示にすぎず、各大学院において実際に自己点検・評価を行う際は、国公私の別や専門分野の別、新設・既設の別等の実情に応じ、各大学院の理念、目的をいかに実現するかという観点から、各大学院の判断により適切な項目が設定されることが望ましい。

大学院の自己点検・評価項目（例）

◇教育目的等

- 教育目的の設立（研究科，博士課程・修士課程）
- 教育目的の点検・見直し
- 大学院・研究科の将来構想
- 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取り組み etc.

◇教育活動

- 入学者選抜の方針・方法
- 学生定員充足状況
- 学生の出身大学・学部の構成
- 研究生，受託研究生の受け入れの方針と状況
- 奨学金制度（大学独自の奨学金，企業等からの奨学金等），授業料減免の状況
- ポスト・ドクトラル・フェロー（特別研究員等）
- リサーチ・アシスタント，ティーチング・アシスタント
- カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制
- 研究指導の方針・方法・体制
- 単位互換，研究指導委託の方針と状況
- 学位の授与状況
- 学位論文の審査の方針・方法・体制
- 修了者の進路 etc.

◇研究活動

- 構成員による研究成果の発表状況（レフリー・シ

ステムのある学術雑誌への論文発表数，学会発表数，被引用文献数等）

- 共同研究の実施状況
- 国際研究プロジェクトへの参加状況
- 研究費の財源（学外からの資金の導入状況，科学研究費補助金の採択状況等）
- 研究費の配分方法
- 学会活動への参加状況
- 国内外の学術賞の受賞状況 etc.

◇教員組織

- 大学院担当教員の配置状況
- 大学院担当教員の選考基準
- 教員人事についての長期計画 etc.

◇施設設備

- 大学院専用の施設設備の整備状況
- 研究室の整備状況
- 学術情報システムの整備・活用状況
- 施設設備の整備計画 etc.

◇国際交流

- 留学生の受け入れ状況，教育研究指導の方法・体制
- 在学生の海外留学・研修の方針と状況
- 教員の在外研究の方針と状況
- 海外からの研究者の招致状況 etc.

◇社会との連携

- 社会人の受け入れ状況（特別選抜制度，特別の履修コース等）
- 学外からの受託研究
- 企業等との共同研究 etc.

◇管理運営

- 大学院の教育研究に関する意志決定の方法・体制
- 事務組織 etc.

◇自己評価体制

- 自己評価を行うための組織
- 教育研究活動等の公表
- 評価をフィードバックするためのしくみ etc.

新大学設置基準に関するキーワード

1. 大学設置基準とは

2. 大綱化とは
3. 大学の目的と社会的使命
4. 自己点検・評価
5. 一般教育の重視
6. 科目区分の廃止
7. 単位制の導入
8. 1年間の授業期間
9. 医学士の称号から学士の学位へ
10. 他の大学(短期大学を含む)及び大学以外の教育施設における学修
11. 科目等履修生制度の開設

資料3：臨床実習検討委員会最終報告

厚生省* (平3.5.13)

1. はじめに

医学教育改善の一環として、臨床教育を充実することの必要性が指摘されている。医学部における教育の方法を講義中心の知識伝授型から、小人数グループによる問題解決型へ転換することが求められている状況を考えれば、臨床教育に臨床実習を積極的に取り入れてこれを充実させることによって、知識、技能、態度の体得を更に効果的に行うことが期待でき、その推進が我が国の医学部における重要課題の一つとなっている。欧米において医学生が医行為を含む高度の臨床実習を行って教育効果を上げている現状を踏まえ、卒前、卒後にわたる一貫した医師養成体系の中で、卒前臨床教育の一貫としての臨床実習はいかにあるべきか、特に、診察、検査、治療といった医行為がかかわる実習の在り方について検討を行うため、文部省高等教育局の協力を得て、本委員会が平成2年4月に厚生省健康政策局に設置された。本委員会では、平成2年11月にそれまでの検討結果を中間まとめとして厚生大臣に具申すると共に関係各位からの意見を聴取するため公表した。その後、実施のための条件の具体案作りを中心に、大学等の関係者から寄せられた意見を参考に検討を引き続き行ってきたが、今般、検討結果を最終的にとりまとめたので、ここに報告する。

2. 経緯と現状

1) インターン制度廃止から現在の実習に至るまで

昭和23年に制定された新医師法においては、医師

免許を受けるためには、医学部を卒業した後、1年以上診療および公衆衛生に関する実地修練を行った上で、医師国家試験に合格することが必要であるとされていた(いわゆるインターン制度)。この実地修練においては、医師法第17条の規定により医師だけが行うこととされている医行為にわたる研修を行うことができるものと解され、この考えに基づき厚生省は実地修練運用基準を定めた。

しかしながら、その後、インターン制度における実地修練生の身分・処遇が不安定であること等の問題が提起され、種々の討議の結果、昭和43年に医師法が改正され、実地修練制度が廃止された。これに伴い医学部卒業後、直ちに医師国家試験の受験資格が与えられ、医師免許取得後、2年以上の臨床研修を受けることが努力規定として法制化された。

その頃から、卒前の医学教育における臨床実習の充実が図られ、時間数が増加すると共に、それまでの外来患者を対象とする問診、診察、血圧測定、一般検査、心電図検査等、侵襲性(検査、治療等により、心身に加わる危険性の程度)の低い内容の医行為を中心として実施されてきた臨床実習に、入院患者を対象とする病室実習が加えられた。その後、病室実習が主体となって今日に至った。病室において患者に接し、医療の実態に触れ、病態の推移、疾病の転帰、患者を巡る社会的背景などに関し、学習することが可能となったとはいえ、実習内容は主として医療の「見学」と一部の「介助」とどまっているため、臨床教育の目標の一つである医師として必要な基礎的スキルや態度の修得については必ずしも十分に達成できないということが指摘されている。

* 臨床実習検討委員会、委員長：前川 正